

寄居町一般廃棄物処理基本計画

生活排水処理基本計画

令和8年度～令和23年度

令和8年3月

寄 居 町



# 目 次

## 生活排水処理基本計画

第 1 章 総論	1
第 2 章 寄居町の地域特性	2
第 1 節 自然環境	2
第 2 節 土地利用状況	3
第 3 節 社会環境	4
第 4 節 町内河川水質の現況	5
第 3 章 生活排水処理の現状と課題	6
第 1 節 生活排水処理体系	6
第 2 節 生活排水処理普及率・生活排水水洗化率	7
第 3 節 処理主体	10
第 4 節 生活排水処理施設の概要	11
第 5 節 問題点及び課題の整理	13
第 4 章 計画策定の基本的事項	14
第 1 節 計画策定の位置づけ	14
第 2 節 計画期間	15
第 3 節 将来人口	16
第 4 節 処理区域の設定	16
第 5 節 計画の目標	17
第 5 章 生活排水処理計画	18
第 1 節 生活排水処理の基本方針	18
第 2 節 生活排水処理計画	19
第 6 章 し尿・汚泥の処理計画	21
第 1 節 し尿・汚泥処理の基本方針	21
第 2 節 し尿・汚泥の処理計画	22
第 7 章 生活排水処理の推進	26
第 1 節 広報・啓発活動	26
第 2 節 計画の進行・管理	26

## 資料

- 資料 1 寄居町環境基本条例
- 資料 2 諮問
- 資料 3 答申
- 資料 4 用語集

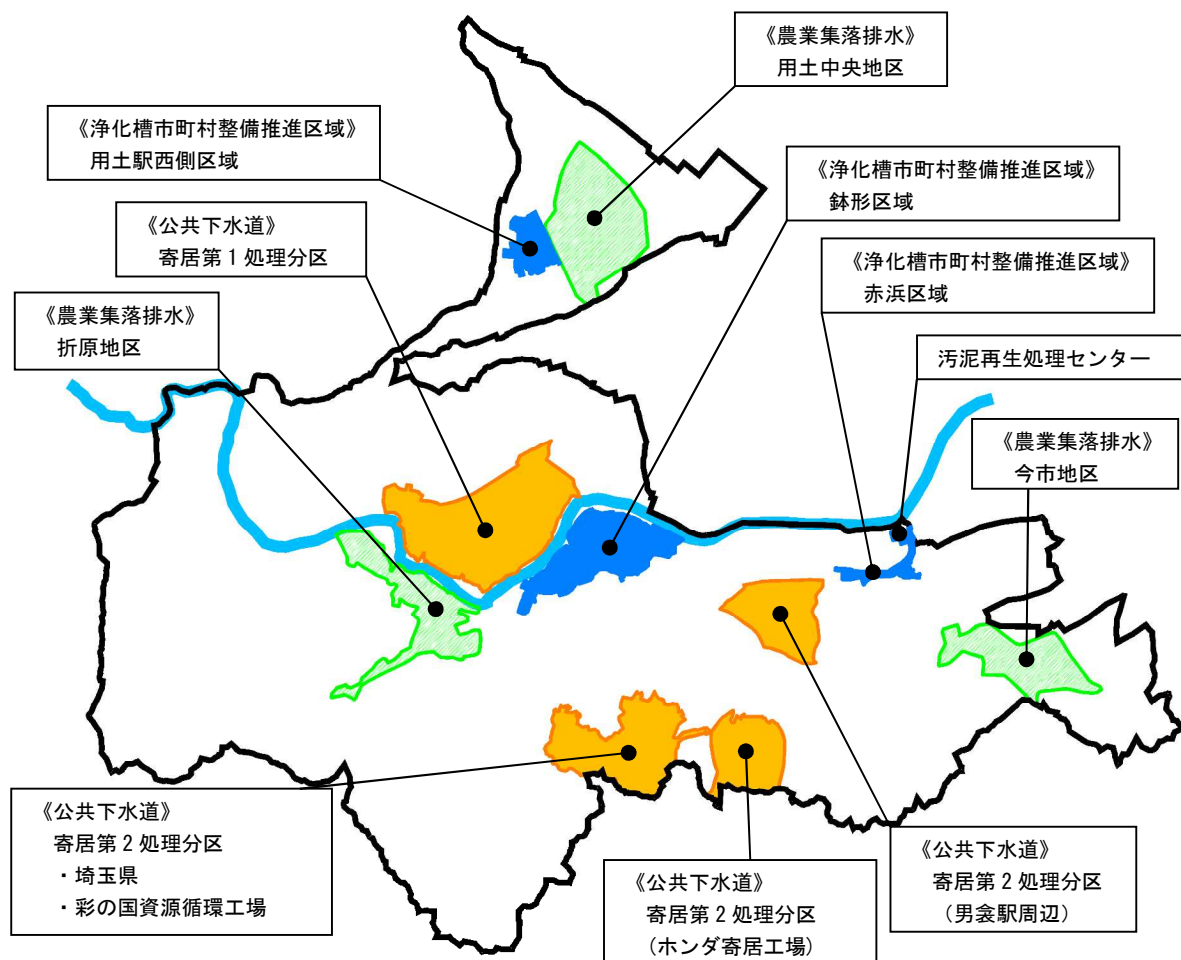
# 第1章 総論

本町は、豊かな山地と清らかな流れの荒川を擁し、恵まれた自然環境の中にあります。この風光明媚な環境下で「名水百選」、「水の郷百選」、「水源の森百選」の認定を受けており、『水の三冠王』として、町内外に知られています。これは町内全域において水に対する意識が高いことのあらわれであると言えます。

近年における本町の人口は、緩やかながらも減少の一途を辿っており、全国的な傾向である少子高齢化が如実にあらわれています。

このような状況の中、国・県においては平成 26 年から 10 年程度を目標に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（概成）を目指し、経済性及び効率性を考慮した生活排水処理計画の見直しを進めており、町においてもこの方針に基づき、令和 23 年度を目標とした生活排水処理基本計画を策定するものです。

図 1-1 生活排水処理整備の現況



※ 公共下水道区域、農業集落排水区域以外は全域合併処理浄化槽区域となっています。

## 第2章 寄居町の地域特性

### 第1節 自然環境

本町は、埼玉県の北西部にあり、東経 139 度 11 分 35 秒、北緯 36 度 7 分 6 秒に位置し、面積は 64.25km<sup>2</sup>です。

また、町の中心を荒川が東流し、関東平野へと続く広大な台地、外秩父山地の織りなす山々、埼玉県立長瀬玉淀自然公園などに代表されるような、豊かな自然に囲まれた、清らかな環境におかれています。町の北部から東部にかけては美里町、深谷市、嵐山町に接し、西部は皆野町、長瀬町、南部は東秩父村、小川町にそれぞれ接しています。

地勢は荒川が山地から平野部に変わる扇状地の部分を中心としており、荒川の左岸は楡挽台地、右岸は江南台地で、数段の段丘地形が形成されています。

表 2-1 面積及び位置

	面積 (km <sup>2</sup> )	位置
面積 位置	64.25	東経 139 度 11 分 35 秒 北緯 36 度 7 分 6 秒

資料：寄居町ホームページ

図 2-1 寄居町の位置



## 第2節 土地利用状況

本町の土地利用状況は、宅地が行政区域の約 14%、田と畑を合わせた農地が約 23%で、山林・原野が約 27%、その他・雑種地等が約 37%を占めています。

表 2-2 行政区域内土地利用の状況(令和 6 年度)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
面積 (km <sup>2</sup> )	64.25	2.86	11.75	8.72	15.72	1.60	0.11	4.97	18.52
割合 (%)	100.0*	4.5	18.3	13.6	24.5	2.5	0.2	7.7	28.8

※端数処理の関係で総数に差異が生じる。

資料：寄居町

本町の都市計画区域は、6,425ha が指定され、その内 540.4ha が用途地域となっています。以下に都市計画の指定状況を示します。

表 2-3 都市計画の指定状況

	面積 (ha)	備 考
都 市 計 画 区 域	6,425.0	寄居町全域
用 途 地 域	540.4	
用 途 地 域 指 定 外	5,884.6	

資料：寄居町

### 第3節 社会環境

平成 30 年度から令和 6 年度の本町における行政人口、世帯数及び世帯人員の推移を見てみると、以下の表のようになります。

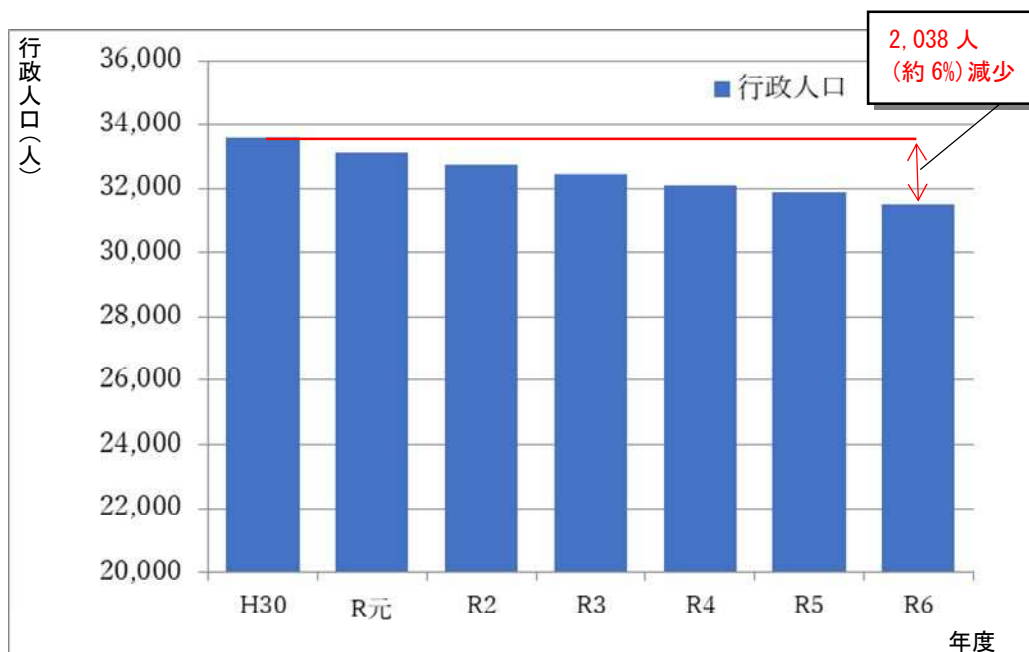
平成 30 年度以降、世帯数は増加傾向にあるものの、行政人口は減少傾向にあり、本町においても少子高齢化による世帯人員数の減少という状況下にあることが伺えます。

表 2-4 行政人口の推移

	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
平成 30 年度	33,573	14,524	2.31
令和元年度	33,141	14,641	2.26
令和 2 年度	32,755	14,684	2.23
令和 3 年度	32,462	14,833	2.19
令和 4 年度	32,106	14,906	2.15
令和 5 年度	31,894	15,049	2.12
令和 6 年度	31,535	15,203	2.07

資料：寄居町

図 2-2 行政人口の推移



## 第4節 町内河川水質の現況

本町を流れる河川の現況水質は以下のとおりです。

9河川9地点では、水質がきれいな河川が7河川、きたない部類に属する河川が2河川となっています。

平成20年度の調査結果と比較し、水質状況の「きれい」を維持している7河川については引き続ききれいな水質を保持しています。

町内を流れる主要河川については実態調査を行っており、河川の水質状況の動向を監視しています。

表2-5 水質観測地点及び現況水質

河川名	水質観測地点	BOD (mg/l)		水質状況	
		平成20年度	令和4年度 ～ 令和6年度	平成20年度	令和4年度 ～ 令和6年度
荒川	正喜橋	0.7	1.1	きれい	きれい
釜伏川	高柿新橋付近	0.5未満	1.8	きれい	きれい
逆川	荒川合流前	0.7	1.0	きれい	きれい
天沼川	荒川合流前	1.6	1.1	きれい	きれい
深沢川	荒川合流前	0.5未満	0.5未満	きれい	きれい
塩沢川	荒川合流前	0.7	0.6	きれい	きれい
明神川	吉野川合流前	4.0	7.1	ややきたない	きたない
吉野川	関越自動車道付近	6.1	6.4	きたない	きたない
藤治川	深谷市流入前	0.7	2.3	きれい	きれい

資料：埼玉県水環境課ホームページ・寄居町生活環境エコタウン課

表2-6 水質状況とBOD

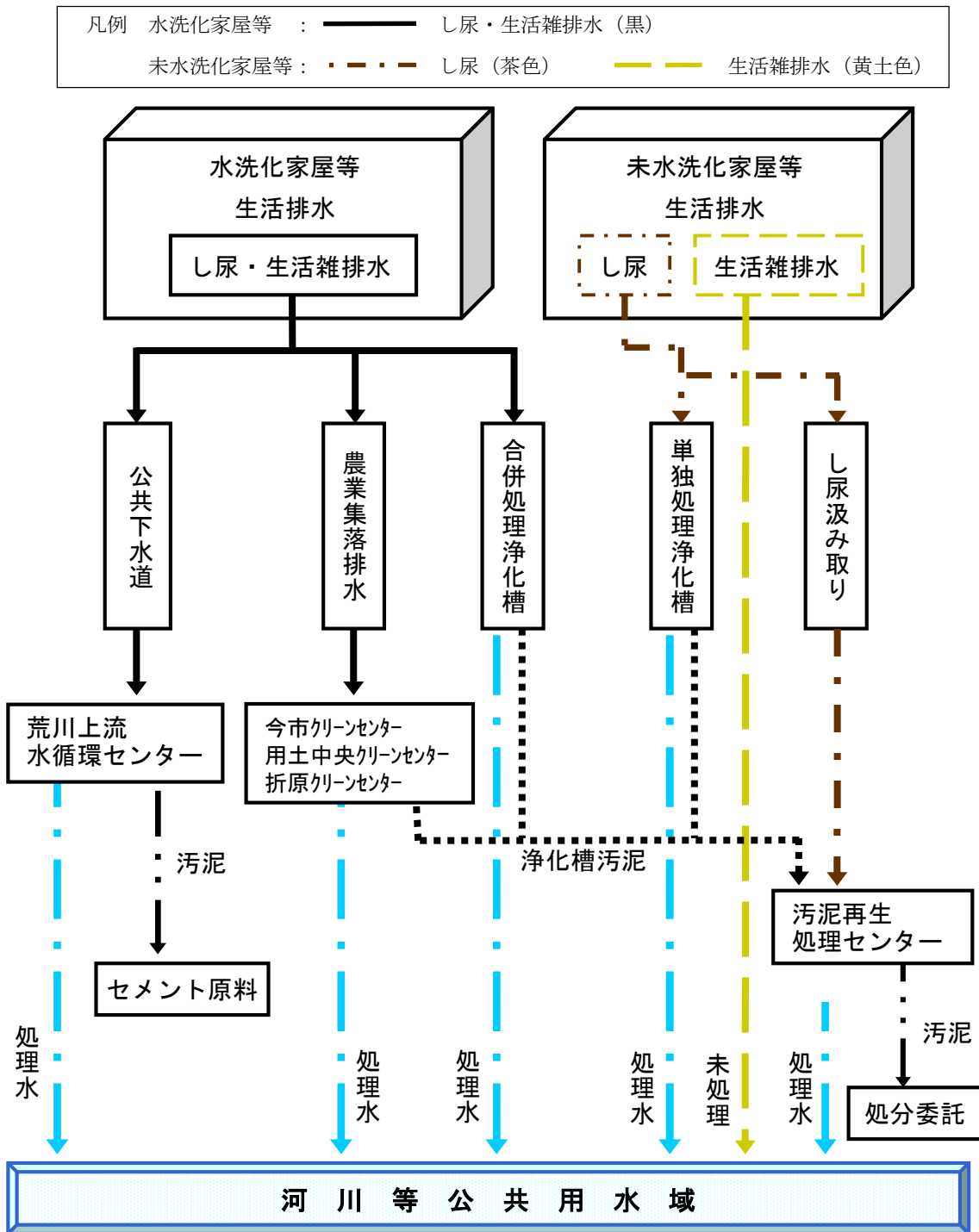
水質状況	BOD (mg/l)
きれい	<2.5
ややきたない	2.5～5.0
きたない	5.1～10.0
極めてきたない	10<

# 第3章 生活排水処理の現状と課題

## 第1節 生活排水処理体系

本町の生活排水の処理体系は以下のとおりです。

図 3-1 生活排水処理の体系



## 第2節 生活排水処理普及率・生活排水水洗化率

平成30年度から令和6年度の本町における生活排水処理普及率及び生活排水水洗化率の現状は、以下のとおりです。

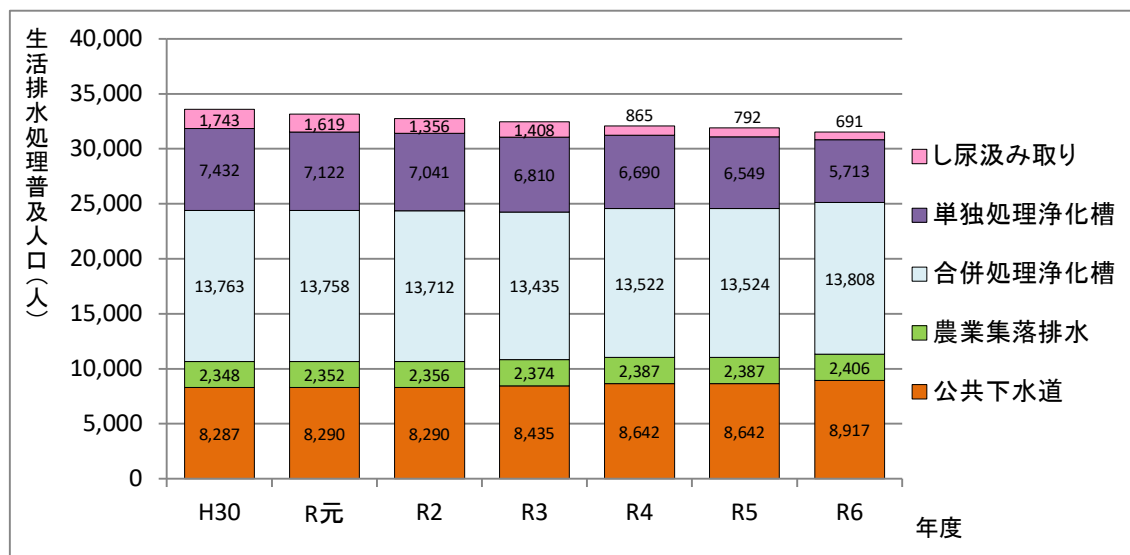
生活排水処理普及率は72.7%から79.7%に伸び、年平均で1.2%増加しています。

表 3-1 生活排水処理普及率

区分 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
A) 行政人口(人)	33,573	33,141	32,755	32,462	32,106	31,894	31,535
B) 生活排水処理普及人口(人)	24,398	24,400	24,358	24,244	24,551	24,553	25,131
公共下水道	8,287	8,290	8,290	8,435	8,642	8,642	8,917
農業集落排水	2,348	2,352	2,356	2,374	2,387	2,387	2,406
合併処理浄化槽	13,763	13,758	13,712	13,435	13,522	13,524	13,808
単独処理浄化槽	7,432	7,122	7,041	6,810	6,690	6,549	5,713
し尿汲み取り	1,743	1,619	1,356	1,408	865	792	691
生活排水処理普及率(%) B/A*100	72.7	73.6	74.4	74.7	76.5	77.0	79.7

資料：寄居町生活環境エコタウン課・上下水道課

図 3-2 生活排水処理形態別普及人口の推移



生活排水水洗化率は70.8%から77.8%に伸び、年平均で1.2%増加しています。

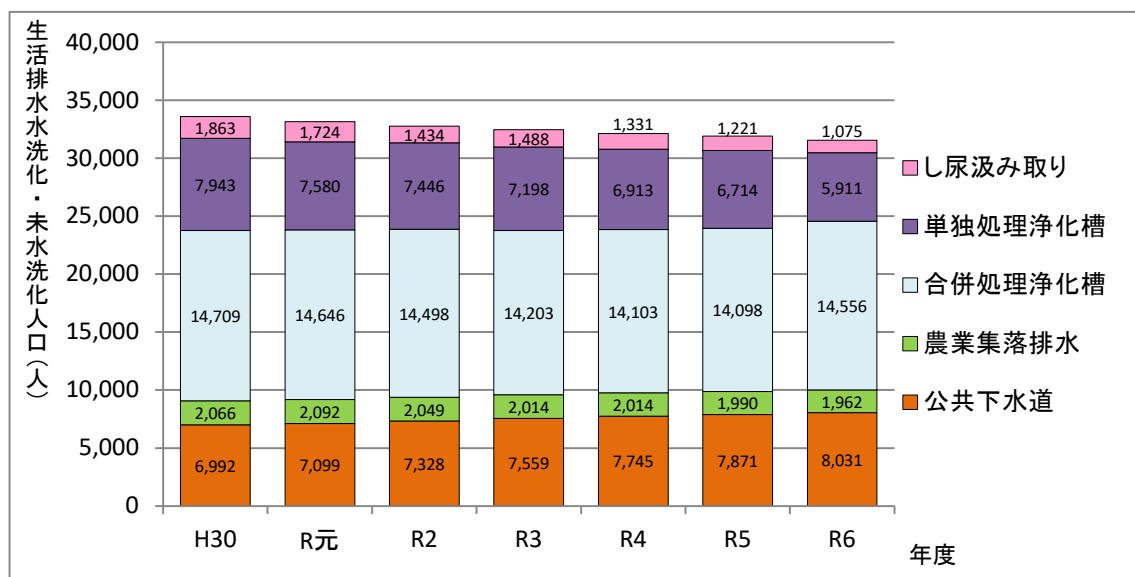
この増加の要因としては、公共下水道や農業集落排水の計画的な整備により、それらの施設に接続したことや、合併処理浄化槽の設置によるものです。

表 3-2 生活排水水洗化率

区分	年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
A) 行政人口(人)		33,573	33,141	32,755	32,462	32,106	31,894	31,535
B) 生活排水水洗化人口(人)	公共下水道	6,992	7,099	7,328	7,559	7,745	7,871	8,031
	農業集落排水	2,066	2,092	2,049	2,014	2,014	1,990	1,962
	合併処理浄化槽	14,709	14,646	14,498	14,203	14,103	14,098	14,556
C) 生活排水未水洗化人口(人)	単独処理浄化槽	7,943	7,580	7,446	7,198	6,913	6,714	5,911
	し尿汲み取り	1,863	1,724	1,434	1,488	1,331	1,221	1,075
	生活排水水洗化率 (%) B/A*100	70.8	71.9	72.9	73.2	74.3	75.1	77.8
生活排水未水洗化率 (%) C/A*100	29.2	28.1	27.1	26.8	25.7	24.9	22.2	

資料：寄居町生活環境エコタウン課・上下水道課

図 3-3 生活排水処理形態別水洗化・未水洗化人口の推移



生活排水処理普及人口及び生活排水水洗化人口の考え方は以下のとおりです。

生活排水処理普及人口とは、公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の人口に、それらの区域の外にある、合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたものをさします。

生活排水水洗化人口とは、公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の接続済人口に、町全域の合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたものをさします。

図 3-4 生活排水処理普及人口概念図

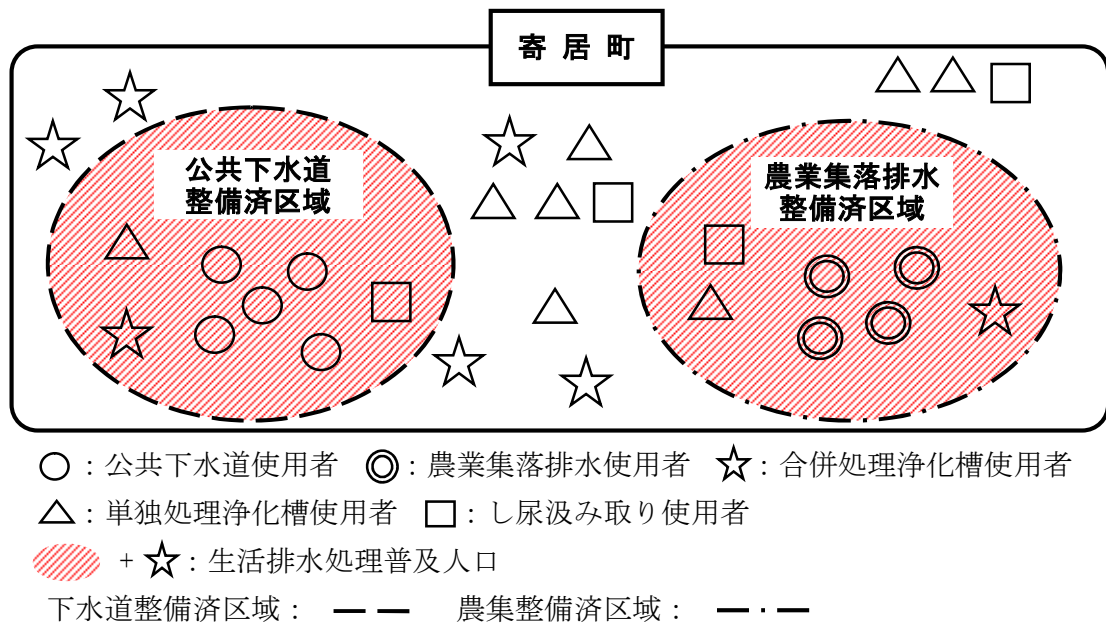
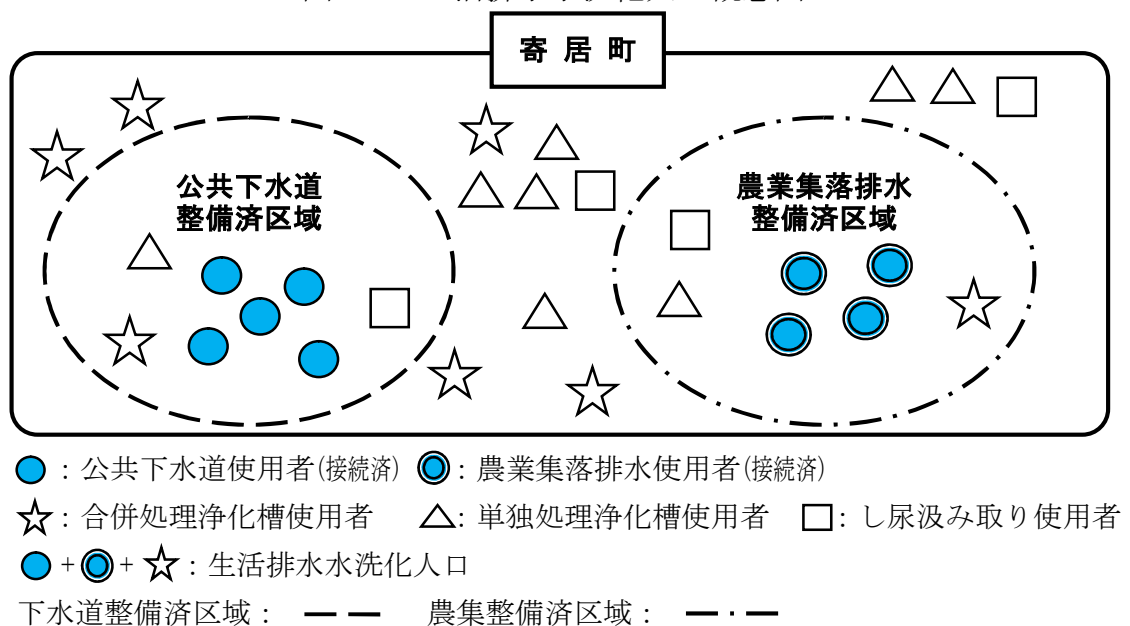


図 3-5 生活排水水洗化人口概念図



### 第3節 処理主体

一般的に生活排水とは、「し尿」と「生活雑排水」の2つに分けられます。  
本町においては、生活排水の種類によって、生活排水処理施設を次のように区分けしています。

- ① 「し尿」と「生活雑排水」を同時に処理するもの
  - ・ 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽
- ② 「し尿」のみを処理するもの
  - ・ 単独処理浄化槽
- ③ 「し尿」及び「浄化槽汚泥」を処理するもの
  - ・ し尿処理施設

生活排水処理施設の処理主体をまとめると、以下のようになります。

表 3-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	処理主体	施設整備規模	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	寄居町 個人等	—	—
	農業集落排水	し尿 生活雑排水	寄居町	1,000人程度	農業振興地域内の農業集落
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	—	—
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水	寄居町	—	主として市街地
	流域下水道		埼玉県	—	2以上の市町村 公共下水道の下水を流下し処理する
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	寄居町	—	—

## 第4節 生活排水処理施設の概要

本町の生活排水処理施設の概要は以下のとおりです。

### 公共下水道

表 3-4 公共下水道事業（全体計画）の概要

事業名	荒川上流流域関連寄居公共下水道			
	寄居第1	寄居第2	寄居第3	計
処理分区				
計画面積	227.8 ha	341.9 ha	36.6 ha	606.3 ha
計画人口	4,560 人	1,750 人	590 人	6,900 人
整備人口 (令和6年度末)	7,097 人	1,820 人	—	8,917 人
水洗化人口 (令和6年度末)	7,012 人	1,019 人	—	8,031 人
計画下水量	1,910 m <sup>3</sup> /日	2,840 m <sup>3</sup> /日	250 m <sup>3</sup> /日	5,000 m <sup>3</sup> /日

汚水は流域下水道幹線を通して深谷市の荒川上流水循環センターで浄化して荒川に放流します。

### 農業集落排水

表 3-5 農業集落排水事業の概要

事業名	農業集落排水事業		
	今市地区	用土中央地区	折原地区
事業採択年度	平成7年度	平成12年度	平成18年度
供用開始年月日	平成11年10月1日	平成18年7月1日	平成24年7月1日
整備面積	28 ha	33 ha	24 ha
計画人口	1,120 人	1,530 人	1,070 人
計画処理水量	370 m <sup>3</sup> /日	505 m <sup>3</sup> /日	353 m <sup>3</sup> /日
整備人口 (令和6年度末)	665 人	941 人	800 人
水洗化人口 (令和6年度末)	579 人	777 人	606 人
処理施設	今市クリーンセンター	用土中央クリーンセンター	折原クリーンセンター
放流先	市野川	西藤治川	土井の沢川

## し尿処理施設

表 3-6 し尿処理施設の概要

施設名	汚泥再生処理センター
供用開始年月日	平成 18 年 4 月 1 日
計画処理区域	寄居町
計画処理量	83 kℓ/日
放流先	新吉野川

表 3-7 し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理実績

項目		年度	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
水処理量 (kℓ/年)	し尿		1,554.31		1,576.18		1,470.60	
	浄化槽汚泥		14,532.70		14,578.27		15,028.25	
	計		16,087.01		16,154.45		16,498.85	
搬入日数 (日)			243		243		244	
水処理量 (kℓ/日)	し尿		6.40		6.49		6.03	
	浄化槽汚泥		59.81		59.99		61.59	
	計		66.21		66.48		67.62	
放流量 (m <sup>3</sup> /日)			52.3		51.7		52.0	
放流水質	項目	規制値 (単位)	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
	pH	5.8~8.6	7.0	7.6	7.2	8.3	7.0	8.4
	COD	20 mg/ℓ (mg/ℓ)	0.5 未満	1.6	0.5 未満	1.6	0.5 未満	1.7
	T-N	10 mg/ℓ (mg/ℓ)	2.6	5.7	2.2	3.7	1.2	3.8
	T-P	1 mg/ℓ (mg/ℓ)	0.05 未満	0.63	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満

※水処理量(kℓ/日)は年間水処理量(kℓ/年)を搬入日数で除した値。

※放流量(m<sup>3</sup>/日)は年間放流量を年間日数(365日、366日)で除した値。

資料：寄居町生活環境エコタウン課

放流先は新吉野川（新吉野川を経て荒川へ）で、各年度において毎月一回、定期的に水質調査を行っており、pH、COD、T-N及びT-Pの規制値に対して上記の結果が得られていることから、放流水は良好な水質を確保していることが分かります。

## 第5節 課題の整理

生活排水処理に係る現状の課題としては、以下のようなものが挙げられます。

### ① 合併処理浄化槽への設置促進

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換には、建物所有者（使用者）の理解と協力が不可欠です。

単独処理浄化槽の設置されている家庭等では、トイレ以外の生活雑排水が河川等の汚濁原因であることから、合併処理浄化槽への転換が公共用水域の保全につながることを周知啓発していく必要があります。

### ② 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽管理者（使用者）へ「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の実施に関する周知啓発を継続して行う必要があります。

### ③ 汚泥再生処理センターの維持管理

汚泥処理施設の経年劣化により、し尿・浄化槽汚泥の受入れに支障が生じないように、計画的な設備機器類の修繕・更新が必要です。

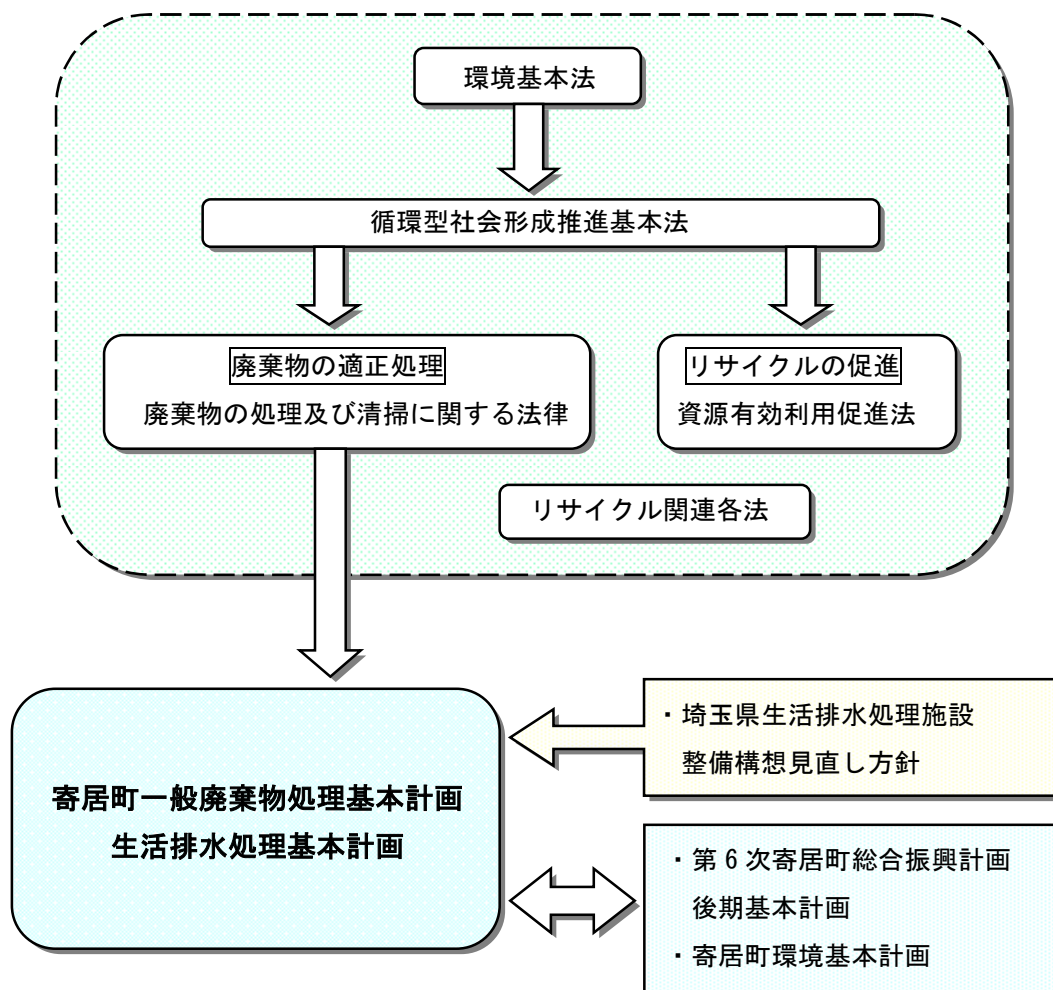
また、継続的な修繕・更新にかかる費用を勘案すると、下水道放流型への改修による公共下水道への接続も選択肢として挙げられます。

## 第4章 計画策定の基本的事項

### 第1節 計画策定の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされており、一般廃棄物処理計画は、ごみ処理及び生活排水処理に関する2つの計画で構成されていることから、ここでは生活排水処理に関する計画を取りまとめるものとし、生活排水及びし尿・汚泥処理の経済的かつ効率的なあり方を策定します。

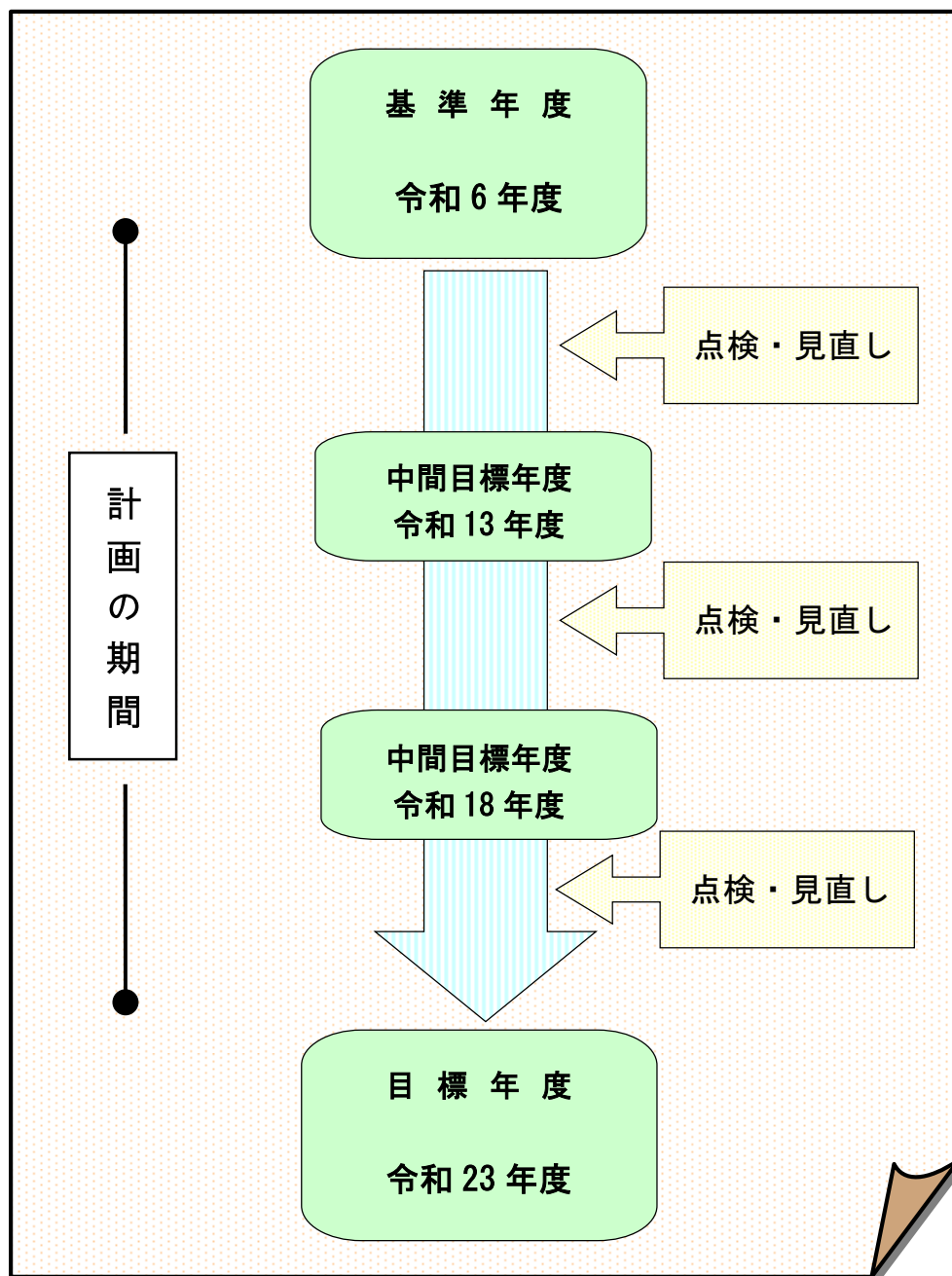
図 4-1 計画策定の位置づけ



## 第2節 計画期間

本計画では基準年度を令和6年度とし、目標年度を令和23年度とします。  
また、社会情勢等の変化に適宜対応していくため、計画の点検又は見直しについては定期的に行うものとしします。

図 4-2 計画期間における目標年度の設定



### 第3節 将来人口

本計画における行政区域内の将来人口は、埼玉県の市町村別将来人口ツールの示した推計値を用います。

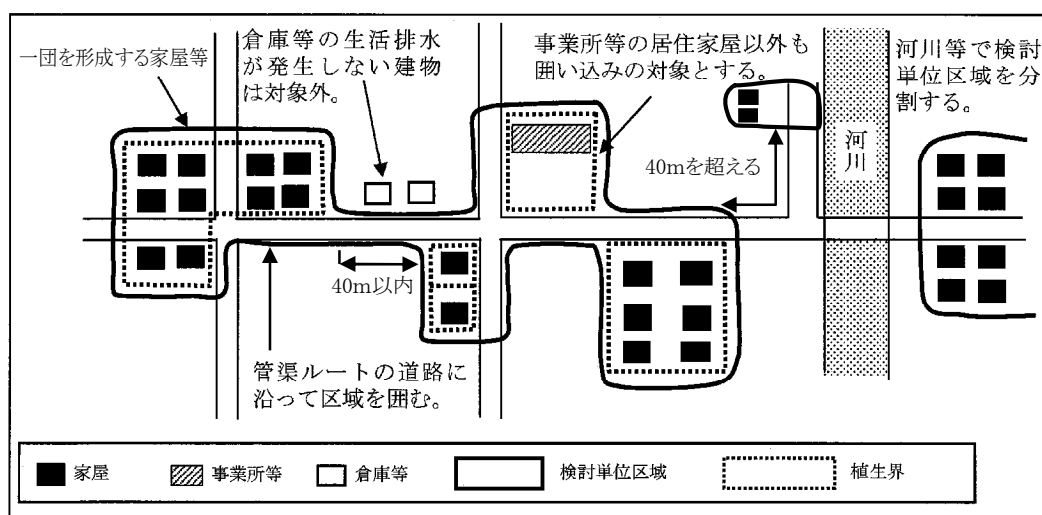
表 4-1 埼玉縣市町村別将来人口推計値

	令和 13 年度	令和 18 年度	令和 23 年度
将来人口 (人)	27, 829	25, 479	23, 049

### 第4節 処理区域の設定

本町における生活排水処理の整備手法にあたっては、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル」に基づき、経済性及び効率性を考慮した処理区域の設定を行い、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽により整備を推進していきます。

図 4-3 処理区域設定の概念図



処理区域の設定にあたっては、家屋間の距離が 40m 以内の家屋等を囲い込みます。

## 第5節 計画の目標

公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業により、全ての生活排水が速やかに処理される状態へ移行することを目標とします。

表 4-2 年度別生活排水処理普及率

年 度	普及率 (%)
令和 6 年度 (基 準 年 度)	79.7
令和 13 年度 (中 間 目 標 年 度)	78.3
令和 18 年度 (中 間 目 標 年 度)	81.9
令和 23 年度 (目 標 年 度)	85.9

※令和 13 年度の普及率が一旦減少に転じる理由は、公共下水道における令和 7 年度以降の整備人口・水洗化人口を、用途地域内人口に整合させたためである。

## 第5章 生活排水処理計画

### 第1節 生活排水処理の基本方針

国・県においては、見直しに当たり、近年の社会・経済情勢の顕著な変化や、地域の実情、更には処理施設の特性に応じ、経済的かつ効率的な生活排水処理施設整備手法を検討するとしていることから、町においてもこの方針に従い、基本方針は次のとおりとします。

#### 基本方針（生活排水処理）

- ① 公共下水道区域においては、令和7年度までに事業計画区域の整備が完了するため、これからは接続率の向上を図ると共に、マンホールや管路等の適正な維持管理を進めていくほか、広域化・共同化計画の一環として、農業集落排水区域の編入についても検討を行います。
- ② 農業集落排水区域においては、適正な維持管理を進めていくほか、広域化・共同化計画の一環としての公共下水道への接続等、合理的・経済的な方法について研究を行います。
- ③ 浄化槽市町村整備推進区域においては、区域内の町民に対して、制度についての周知・啓発を推進するとともに適正な維持管理を行います。
- ④ 合併処理浄化槽区域については、公共下水道区域、農業集落排水区域以外について整備を行うこととし、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理についての周知啓発を行います。また、浄化槽市町村整備推進事業の区域拡大は導入済み区域の事業進捗を見ながら検討を行います。

## 第2節 生活排水処理計画

計画の目標を達成するために、基本方針に沿って公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、目標年度に向けて、以下のとおり整備を推進していきます。

表 5-1 処理形態別生活排水処理普及計画人口

	令和 6 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (中間目標年度)	令和 23 年度 (目標年度)
A) 行政人口 (人)	31,535	27,829	25,479	23,049
B) 生活排水処理普及人口 (人)	25,131	21,792	20,856	19,798
公共下水道	8,917	6,756	7,076	6,747
農業集落排水	2,406	1,948	1,142	1,087
合併処理浄化槽	13,808	13,088	12,638	11,964
単独処理浄化槽	5,713	5,402	4,137	2,909
し尿汲み取り	691	635	486	342
生活排水処理普及率 (%) B/A*100	79.7	78.3	81.9	85.9

※令和 13 年度の普及率が一旦減少に転じる理由は、公共下水道における令和 7 年度以降の整備人口・水洗化人口を、用途地域内人口に整合させたためである。

表 5-2 公共下水道事業の施設整備計画

年 度	整備面積 (ha)	整備内容
令和 6 年度 (基 準 年 度)	520.0	・ 寄居第 2 処理分区 (男衾地区) 整備中
令和 13 年度 (中間目標年度)	542.1	・ 寄居第 2 処理分区 (男衾地区) 令和 7 年度に整備完了
令和 18 年度 (中間目標年度)	578.7	・ 寄居第 3 処理分区 (用土中央地区) 令和 15 年度までに編入予定
令和 23 年度 (目 標 年 度)	578.7	・ 継続的に適正な維持管理

表 5-3 農業集落排水事業の施設計画

年 度	計画人口 (人)	計画内容
令和 6 年度 (基 準 年 度)	3,720	・ 今市地区 供用開始：計画 1,120 人 ・ 用土中央地区 供用開始：計画 1,530 人 ・ 折原地区 供用開始：計画 1,070 人
令和 13 年度 (中間目標年度)	3,720	・ 今市地区 供用開始：計画 1,120 人 ・ 用土中央地区 供用開始：計画 1,530 人 ・ 折原地区 供用開始：計画 1,070 人
令和 18 年度 (中間目標年度)	2,190	・ 今市地区 供用開始：計画 1,120 人 ・ 折原地区 供用開始：計画 1,070 人
令和 23 年度 (目 標 年 度)	2,190	・ 今市地区 供用開始：計画 1,120 人 ・ 折原地区 供用開始：計画 1,070 人

表 5-4 浄化槽市町村整備推進事業の施設整備計画

年 度	計画人口 (人)	計画内容
令和 6 年度 (基 準 年 度)	2,544	・ 用土駅西側地区 533 人 (整備人口 126 人) ・ 鉢形地区 1,858 人 (整備人口 55 人) ・ 赤浜地区 153 人 (整備人口 0 人)
令和 13 年度 (中間目標年度)	2,245	・ 用土駅西側地区 470 人 (整備人口 205 人) ・ 鉢形地区 1,640 人 (整備人口 397 人) ・ 赤浜地区 135 人 (整備人口 48 人)
令和 18 年度 (中間目標年度)	2,056	・ 用土駅西側地区 430 人 (整備人口 264 人) ・ 鉢形地区 1,502 人 (整備人口 650 人) ・ 赤浜地区 124 人 (整備人口 83 人)
令和 23 年度 (目 標 年 度)	1,860	・ 用土駅西側地区 389 人 (整備人口 303 人) ・ 鉢形地区 1,359 人 (整備人口 837 人) ・ 赤浜地区 112 人 (整備人口 106 人)

## 第6章 し尿・汚泥の処理計画

### 第1節 し尿・汚泥処理の基本方針

本計画におけるし尿・汚泥処理の基本方針は以下のとおりです。

#### 基本方針（し尿・汚泥処理）

- ① し尿及び浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターで安全かつ衛生的に処理します。
- ② し尿の収集・運搬については委託体制を継続し、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者による収集・運搬体制を継続します。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥を安全に処理するため施設の適正な維持管理を行います。
- ④ 汚泥再生処理センターについて、下水道放流型への改修による公共下水道への接続手法を早期に検討します。

## 第2節 し尿・汚泥の処理計画

### (1) 計画処理区域

本町全域とします。

### (2) 収集・運搬計画

#### 1) 収集・運搬に関する目標

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。

#### 2) 収集区域の範囲

原則として公共下水道の供用開始区域外を収集区域としますが、未接続住宅等も対象とした計画処理区域を収集区域とします。

#### 3) 収集・運搬の方法

し尿については委託体制を継続し、浄化槽汚泥については許可体制を継続します。

現在、浄化槽汚泥は許可業者2社による収集・運搬を行っておりますが、これまでのところ浄化槽汚泥の収集・運搬は問題なく行われており、本町の浄化槽汚泥量に対してこの許可業者2社の収集運搬能力は十分であると考えられます。また、浄化槽汚泥量は令和4年度から令和6年度までの3年間でほぼ横ばいとなっておりますが、本町の人口は減少傾向であり、将来的には浄化槽汚泥量は減少していくことが見込まれます。

よって、許可の乱発による過当競争や収集した廃棄物の不適正な処理を防止するため、原則、新たな浄化槽汚泥収集運搬の一般廃棄物処理業の許可は行わず、従来の許可業者2社による適正な収集運搬業務を実施していきます。

収集区域から汚泥再生処理センターへの運搬経路は主要幹線道路を使用するよう努めます。また、収集・運搬の量については、収集区域からのし尿・浄化槽汚泥の発生量と同量とします。

収集区域における収集・運搬体制は以下のとおりです。

表 6-1 収集区域（し尿汲み取り）

区 域 名	業者数
市街地区、西部地区、桜沢地区	1 社
用土地区	1 社
折原地区、鉢形地区、男衾地区	1 社

表 6-2 収集区域（浄化槽汚泥）

区 域 名	業者数
寄居町全域	2 社

(3) 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めます。

2) 中間処理の方法及び量

①中間処理の対象物

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を対象とします。

②処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現行の汚泥再生処理センターの処理方法とします。

③中間処理の量

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

(4) 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

汚泥再生処理センターで発生する汚泥の適正処分に努めます。

2) 最終処分方法

脱水汚泥及びし渣は、委託により処分します。

表 6-3 汚泥再生処理センターから発生する最終処分物量の推定値

年 度	し尿 処理量(総量) (K $\ell$ /年)	浄化槽汚泥 処理量(総量) (K $\ell$ /年)	処理量計 (総量) (K $\ell$ /年)
令和 6 年度	1,470.60	15,028.25	16,498.85
令和 13 年度	1,044.19	14,078.80	15,122.99
令和 18 年度	820.16	13,346.80	14,166.96
令和 23 年度	644.19	12,639.20	13,283.39

汚泥再生処理センターの概要は以下のとおりです。

表 6-4 汚泥再生処理センターの概要

項目	内容			
施設管轄	寄居町			
所在地	寄居町大字赤浜 517			
敷地面積	13,658.86 m <sup>2</sup>			
建築面積	2,441.99 m <sup>2</sup>			
計画処理量	83kℓ/日 (内訳)	し	尿	13 kℓ/日
		浄化槽汚泥		53 kℓ/日
		農業集落排水汚泥		17 kℓ/日
計画処理区域	本町全域			
処理方法	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 + 高度処理 (活性炭吸着処理)			
放流水質	pH	5.8~8.6	T-N	10 mg/ℓ以下
	BOD	10 mg/ℓ以下	T-P	1 mg/ℓ以下
	COD	20 mg/ℓ以下	色度	30 度以下
	SS	5 mg/ℓ以下	大腸菌数	800CFU/ml 以下
放流先	新吉野川			

(5) 公共下水道への接続検討

上位計画との整合を含めた関係機関との調整・協議を進め、施設の老朽化による設備の更新を勘案しつつ、下水道放流型への改修による公共下水道への接続手法について早期に検討します。

## 第7章 生活排水処理の推進

### 第1節 広報・啓発活動

快適な生活環境の確保と水環境の保全のため、町民・事業者などの協力を求めていく必要があることから、広報誌、ホームページによる周知啓発活動等を行います。

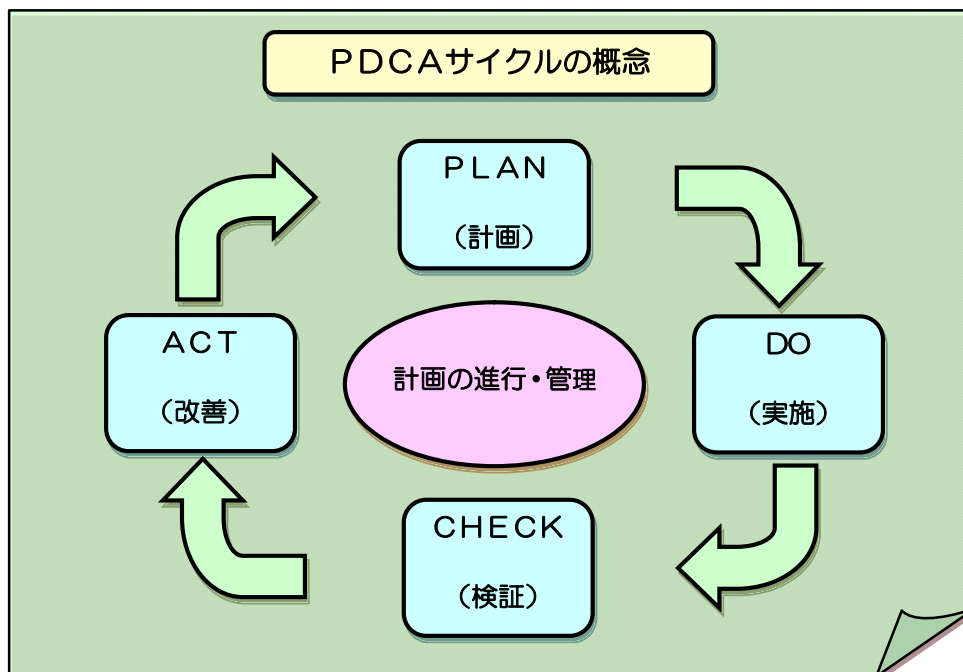
### 第2節 計画の進行・管理

本計画の進行・管理は、PDCAサイクルに基づき行います。

現在取り組んでいる生活排水処理事業が、どのような状況に置かれているかを検証し、必要に応じて改善を行うことで計画の質の向上を目指します。

PLAN	:	計画	→	生活排水処理基本計画
DO	:	実施	→	生活排水処理に係る事業の実施
CHECK	:	検証	→	社会情勢等の変化に対応可能かを確認
ACT	:	改善	→	必要があれば見直し

図 7-1 PDCAサイクル概念図



## 資料1 寄居町環境基本条例

平成14年12月24日条例第39号

平成18年 3月24日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることから、日常生活及び事業活動において、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全

及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮の優先)

第7条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造への配慮に努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、寄居町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第9条 町長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成の措置)

第10条 町は、環境の保全及び創造について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第13条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 町は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第16条 町は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第18条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(町民及び事業者との連携)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者等との連携に努めるものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、寄居町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員9人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 町民の代表者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 資料2 諮問

寄生環発第2833号

令和7年11月19日

寄居町環境審議会  
会長 清水 直人 様

寄居町長 峯岸 克明



寄居町生活排水処理基本計画の策定について（諮問）

この計画について、寄居町環境基本条例（平成14年寄居町条例第39号）第21条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理及び生活排水処理に関する2つの計画で構成されており、本町の生活排水及びし尿・汚泥処理の経済的かつ効率的なあり方を定めるため寄居町生活排水処理基本計画の策定を行うものです。

### 資料3 答申

寄環審発第3号  
令和8年2月17日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町環境審議会会長 清水 直人



寄居町生活排水処理基本計画の策定について（答申）

令和7年11月19日付け寄環発第2833号により諮問のありました寄居町生活排水処理基本計画の策定について、その内容を慎重に審議した結果、適切なものと認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画に基づき、経済的かつ効率的な生活排水及びし尿・汚泥処理を行うこと。
- 2 公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業により、全ての生活排水が速やかに処理される状態へ移行すること。
- 3 計画の目標達成にあたり、必要に応じて検証・改善を図り、計画の質の向上を図ること。

## 資料4 用語集

### あ行

#### 【一般廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法で規定された 20 種類の廃棄物以外のことをいい、し尿、浄化槽汚泥は一般廃棄物に含まれ、事務所などからの紙くず、段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは事業系一般廃棄物と呼ばれる。

#### 【SS】(エスエス：浮遊物質)

水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm以下の粒子状物質のことをいう。

#### 【汚泥】

汚水処理の過程で生じる、有機質の最終生成物が凝集して出来た個体のこと。

### か行

#### 【合併処理浄化槽】

し尿と合わせて生活雑排水も処理する浄化槽。

#### 【行政人口】

住民基本台帳に記載されている、行政区域内の人口。

#### 【公共下水道】

主に市街地の下水を排除し、処理するための施設。

#### 【公共用水域】

水質汚濁防止法（昭和 45 年）において、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝管、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定義されるもの。

## さ行

### 【COD】（シーオーディー：化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

### 【し渣】（しさ）

し尿や浄化槽汚泥中に含まれるごみ（紙類・プラスチック繊維類等）を処理し、取り出したもの。

### 【し尿】

人間の大小便を合わせたもの。

### 【住民基本台帳】

市町村長が、住民全体の住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿のこと。

### 【少子高齢化】

少子化、高齢化を合わせた言い方。

少子化：子を産む親世代の減少及び出生率の低下により子供の数が減少すること。

高齢化：総人口における概ね 65 歳以上の人口が増大すること。

### 【浄化槽汚泥】

浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称のこと。

### 【浄化槽市町村整備推進事業】

町が主体となって、個人の住宅等に浄化槽を設置し、住民が使用料等を負担しながら、町が維持管理を行っていく事業のこと。

### 【水源の森百選】

林野庁の認定する、緑と水の水源である水源の森を後世に引き継ぐためには国民一人一人の理解の下に、保全・整備していくことが必要であるということで、所有者や地域住民の努力により昔から維持されてきた森林のことで、こうした、森林の役割を紹介し、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係が作られている等の代表的な森について選定したもの。

#### 【生活雑排水】

台所、風呂、洗濯等の排水で、し尿は含まない。

#### 【生活排水】

水質汚濁防止法（昭和 45 年）において、「炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水」と定義されるもので、本計画書においては、し尿も含む。

#### 【生活排水処理普及人口】

公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の人口に、それらの区域の外にある、合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたもの。

#### 【生活排水処理普及率】

生活排水処理普及人口を行政人口で除した割合。埼玉県においては生活排水処理率としている。

#### 【生活排水水洗化人口】

公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の接続済人口に、町全域の合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたもの。

#### 【生活排水水洗化率】

生活排水水洗化人口を行政人口で除した割合。

## た行

#### 【大腸菌数】

水中の大腸菌の数のことをいい、大腸菌数は、し尿汚染をよりの確にとらえるための指標として使用される。

#### 【単独処理浄化槽】（みなし浄化槽）

し尿のみを処理する浄化槽で、平成 13 年度からは浄化槽法（昭和 58 年）で単独処理浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。

#### 【T-N】（ティーエヌ：全窒素）

湖沼、海域で設定される環境基準で、富栄養と貧栄養の限界値は 0.15～0.20 mg/l程度とされる。

【T-P】(ティーピー：全りん)

湖沼、海域で設定される環境基準で、富栄養化の目安は 0.02 mg/l程度とされる。

【都市計画区域】

都市計画制度上の都市の範囲。

## な行

【農業集落排水】

農業振興地域内の農業集落における生活排水を排除し、処理するための施設。

## は行

【BOD】(ビーオーディー：生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量  
のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

【PDCAサイクル】(ピーディーシーエーサイクル)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の  
一つであり、Plan (計画)・Do (実施、実行)・Check (点検、評価)・Act (処置、  
改善)を順次行い、次のサイクルへと繋げていく。

【pH】(ペーハー：水素イオン濃度指数)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。

pH試験紙やpH計で簡易に測定でき、pHが7のときに中性を示し、7を超  
えるとアルカリ性、7未満では酸性となる。

## ま行

### 【水の郷百選】

水環境保全の重要性を広報するため、地域固有の水をめぐる歴史文化や優れた水環境の保全に努め、水を生かしたまちづくりに優れた成果を上げている 107 地域を国土交通省が認定したもの。

### 【名水百選】

環境省の認定する、全国各地の「名水」とされる 100 ヶ所の湧水・河川（用水）・地下水のことで、昭和 60 年に選定されたものをいい、その後、平成 20 年に「平成の名水百選」が選定されていることから、「昭和の名水百選」ともいわれている。

## や行

### 【用途地域】

都市計画法の地域地区の一つで、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

## ら行

### 【流域下水道】

下水道法において「もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの」と定義されるもの。

# 寄居町一般廃棄物処理基本計画

## 生活排水処理基本計画

(令和8年3月策定)

発行・編集 寄居町生活環境エコタウン課  
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1  
TEL : 048-581-2121  
E mail : seikan@town.yorii.saitama.jp